

仕様書

1 案件名称

いくの子育て応援事業 情報誌ほか1点（生野区役所）印刷請負

2 案件内容概要

子育て支援情報誌「にこにこいくのっこだより」及び「にこにこいくのミニ子育てマップ」のデザイン・編集・校正（文字・色）・カラーカンプの作成・印刷及び完成データの提供まで。

3 規格・発行回数及び印刷部数・納入期限

(1) 規格

印刷物	にこにこいくのっこだより	にこにこいくのミニ子育てマップ
紙質	コート紙 90kg	コート紙 110kg
印刷方法	オフセット印刷	
仕上がり寸法	A4	A6
加工の種類	2つ折り	長辺 W 折り + 2つ折り
展開規格	A3	
刷色	4色刷	
印刷内容	両面印刷（カラー、特色なし）	

(2) 発行回数及び印刷部数

ア にこにこいくのっこだより 定期発行 年2回。

納入期限	令和8年6月19日	令和8年12月18日
原稿支給期限	令和8年5月29日	令和8年11月30日
印刷部数	2,500部	2,500部

イ にこにこいくのミニ子育てマップ 年1回。

納入期限	令和9年3月1日
原稿支給期限	令和9年2月15日
印刷部数	8,000部

※上記ア、イについては、当区から提示する編集日程に従って進めることとする。

(3) 納入期限

各印刷物の納入期限は（2）のとおり

4 原稿

(1) 原稿等の出稿について

発注者は各印刷物の原稿支給期限までに提出する。

(2) 原稿は電子メール等により PPT 等のデータを出稿する。(情報誌の書体、級数、組み方は当区の指示によること。指定する書体がない場合、近似する書体でも可とする。参考データとして、R7 年度の原稿データ (AI) を別に提供することは可能。

5 校正

(1) 提供した PPT 等のデータを基本とし発注者と協議のうえ、全体のデザイン・編集・色校正・文字校正・印刷・完全データの作成を行う。編集内容として文字追加・レイアウト変更・PDF へのデータ変換を伴う。

(2) 発注者の都合により、校正の途中で原稿やレイアウトの変更を指示することがある。入稿後、最終校正前であれば、原稿の差し替えやレイアウト変更があった場合は修正対応とすること。ただし、変更指示は最大 2 回までである。

(3) カラーカンパを完成品にできうる限り近い形で、ページ毎に 1 部作成し発注者へ提出すること。その時点で、再校正が必要な場合、1 回程度、それを提出することとする。また、最終校正のデータは発注者に速やかに提供すること。データの納入方法については 8 (3) を参照のこと。

(4) 校正については責了とせず、校了とする。

6 納入場所

生野区役所保健福祉課 福祉サービス (2 階 21 番窓口)

7 納入方法

(1) にこにこいくのっこだよりは指定する日までに納品ごとに 100 部を 1 梱包とし、クラフト紙で包装した状態で納品すること。

(2) にこにこいくのミニ子育てマップは指定する日までに 50 部を帯封で束ねたものを、クラフト紙で包装した状態で納品すること。

(3) 共通事項

作成した元データおよび PDF 化したデータを記録媒体 (CD-R または DVD-R) で納品すること。また、1 ファイル 1 MB 以内の PDF データも併せてメールにて提供すること。PDF 化したデータの中に文字と画像が一体化した部分が存在しても可とする。

注意事項 データについては必ず最新のパターンファイルに更新されたウイルスチェックソフトを使ってチェックを行い、本市のコンピュータにウイルスを侵入させない措置を講じること。

8 契約金額

契約金額は、紙面のデザイン・編集・校正・カラーカンプの作成に関する経費、写真植字・版下作成など印刷に関する経費、データ化に関する経費と納品に関する経費等、一切を含めた価格とする。

9 支払い

受注者からの請求に基づき、部分払いをすることができる。支払いについては各印刷物の履行確認後に支払う。

10 特記事項

- (1) 見積書の提出にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ、見積書を提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (2) 本業務を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 成果物にかかる使用权及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう）は、当区に帰属するものとする。
- (4) 納品前に作成された情報誌のデータ等を引き渡すよう当区から依頼のあった場合は、すみやかに受注者は応じることとする。
- (5) 契約書や仕様書に定めのない事項については、その都度、双方協議のうえ定める。
- (6) 納入品の搬送などの諸費用は全て本契約に含むものとする。
- (7) 受注者は、各印刷物を、原則として各納入期限までに納入場所に納入しなければならない。
- (8) 納入に際しては建物およびそれに付随する設備などを損傷することのないよう、十分な措置を講じること。万一、損傷を与えた場合は受注者において完全に修復すること。

11 担当

生野区役所 保健福祉課 担当：礒山・八木
住所 大阪市生野区勝山南3丁目1番19号
(電話番号 06-6715-9024)

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

コンプライアンスに係る特記仕様書

（条例の遵守）

第1条請負者および請負者の役職員は、請負（工事（建物修繕含む）、印刷、製本、広告、不動産以外の物件の製造・加工・修繕）及び業務委託（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条請負者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（生野区役所）へ報告しなければならない。

2 請負者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（生野区役所）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条請負者及び請負者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条請負者の役職員又は請負者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条発注者は、請負者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

（発注者：大阪市請負者：請負事業者）

特記仕様書

第1条発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の総務課（連絡先：06-6715-9001）に報告しなければならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。

ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

- (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
- (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。

- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。